資料１

米子市障がい者支援プラン2021(素案)に対する意見募集（パブリックコメント）結果の概要及び市の考え方・対応方針

１　意見募集結果について

⑴　概要

募集期間	令和３年１月２９日（金）～３月１日（月）　（３２日間）
資料公開場所	市役所本庁舎、淀江支所、米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里)、米子市心身障害者福祉センター、米子サン・アビリティーズ、市内各公民館
意見提出者数	１人
意見件数	７件

⑵　提出意見

①　提出方法（１人）

提出方法	人数
持参	０人
電子メール	１人
ファクシミリ	０人

②　意見のあった部分（７件）

区分	件数
障がい者計画	０件
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	７件
その他	０件

２　意見の概要と意見に対する市の考え方・対応方針

米子市障がい福祉計画・障がい児福祉計画（７件）

No	頁	意　見	意見（概要）	市の考え方（案）
1	58	２ 作成する目的・基本的な考え方 (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 重層的支援体制整備事業は、現在の縦割り型の制度のはざまにある状態の方への対応や、一元化することで生まれる一体的な体制の構築に期待したい。	２作成する目的・基本的な考え方：(4)地域共生社会の実現に向けた取組(58頁)について、重層的支援体制整備事業は、現在の制度のはざまにある方への対応や、一元化による一体的な体制の構築に期待する。	本市では、重層的支援体制整備事業を令和３年度から段階的に実施していくこととしており、地域共生社会の実現に向け、分野横断的かつ包括的な支援体制の構築に努めて参ります。
2	62	４　３年後（令和５年度）の目標値の設定 国の目標としてあるべき姿はあるだろうが、実態に応じた米子市としての実現可能な目標値の設定をお願いしたい。	４　３年後（令和５年度）の目標値の設定(62頁)について、目標値は、市の実態に応じた、実現可能な目標値の設定とすべき。	３年後の成果目標は、国の基本指針に基づき設定をしましたが、目標値を達成するための取組は、本市の実情を踏まえ行うこととしています。
3	63	４　３年後（令和５年度）の目標値の設定 (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 本人の意思決定を応援するシステムの具体的な形とは？	４　３年後（令和５年度）の目標値の設定：(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(63 頁)について、本人の意思決定を応援するシステムの具体的な形はあるのか。	自ら意思を決定することが困難な障がいのある方に対しても、本人の自己決定を尊重する観点から、「障がい福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」に基づき、本人の意思決定を支援することとしています。
4	66	４　３年後（令和５年度）の目標値の設定 (4)福祉施設から一般就労への移行 就労定着支援について：目標値の設定について、「就労支援事業所」での準備訓練を経て「就労定着支援事業」の利用を希望される方についての認識が間違っているように感じている。 就労開始してからの６か月のフォローアップ期間に、就業場所である企業でのナチュラルサポートの体制が整い、ご本人	４　３年後（令和５年度）の目標値の設定：(4)福祉施設から一般就労への移行(66 頁)について、「イ 就労定着支援事業の利用者」は、成果目標として「就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用すること」とあるが、順調に就労継続していれば必ずしも定着支援を利用する必要はなく、目標値	国が一般就労への定着の重要性を踏まえ、就労定着支援の利用促進のため、目標値を設定したものですが、ご指摘のとおり就労定着支援の利用を強制するものではありません。 一般就労への円滑な移行と就労定着のため、利用者の個々の状況を踏まえた利用が重要と考えています。

No	頁	意　見	意見（概要）	市の考え方（案）
		の継続就労への安心が作れているならば、必ずしも「就労定着支援事業」への契約を結ばない。支援の押しつけは行わないのが基本であると考える。ご本人の状況に応じて適切に支援をフェイディングしていくのがよい形なのである。 従って、目標値に上げるべきものではない。実態として就労継続がされているか否か？であり、されない状況なら必要とされる支援の形なのだと思っている。 国の目標値設定について、市町村としてはどのようにお考えか？を伺いたい。	の設定として疑念がある。	
5	74	5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策 (2) 日中活動系サービス（訓練等給付） ② サービスの見込量　「就労移行支援」 就労移行支援について：増加を見込むとあるが、その具体的な方策として書かれている「連携」「情報共有」では、実現が見込めないと考える。併せて、支援体制の整備をいかに推進するのか？を明確にプランニングして欲しい。 実態としては、ご利用される方の状態像としては数年前よりもっとニーズが深層化しており、より個別化・他機関との共同支援を必要とするケースが増えている。(職業準備性がある程度整った形で「就労移行」を利用するという従来型のニーズではない。４年前と比べて顕著である。) 地域に 2 か所しか就労移行支援事業所がない状態で、地域のニーズに対応していくことの困難を感じている。(例えば、通常の就労アセスメントを求められているが対応への難しさがある。行政として何らかの介入が必要。) 実際の利用開始や、訓練継続中のケース会議に障害福祉担当者が同席することもなく、米子市としての意識の弱さもあるのではないか？（他の市町村では、会議に同席してケース介入をされている自治体もある。更に交通費の助成などもあ	５障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策：(2)日中活動系サービス（訓練等給付）：② サービスの見込量(74 頁)について、「就労移行支援事業」は、市内に事業所が２か所しかなく、利用者のニーズは深層化・多様化しているなかで、対応が困難になっている。支援体制の整備について方向性を示してほしい。 また、事業継続について市は実態把握をし、地域の事業所の存続について課題認識すべき。	就労移行支援事業の提供体制が十分でないことは認識しており、市として利用ニーズを踏まえた事業所の開設と運営について、関係事業者と検討したいと考えています。

No	頁	意　見	意見（概要）	市の考え方（案）
		る。）事業実態を正しく掴んだうえで、より具体なアクションプランを検討し、地域の就労移行支援事業所を存続させることを喫緊の課題として欲しい。		
6	77	５ 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策 （4）相談支援 ③見込量確保のための方策 全ケースに計画相談が動いていることはありがたい状態である。しかしながら、そのアセスメント力、支援力にはばらつきがある状態が現状としてある。 具体的な整備計画をお願いしたい。	５ 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策：(4) 相談支援：③見込量確保のための方策(77 頁)について、相談支援専門員のアセスメント力、支援能力にばらつきがあるので、その解消のための具体的な整備計画をお願いしたい。	地域の相談支援の中核的機関として米子市障がい者基幹相談支援センターを平成 31 年に設置し、相談支援体制の充実のため、専門的指導や人材育成等を行っています。
7	90	７ 地域生活支援事業【必須事業】 （10）地域活動支援センター機能強化事業 ②今後の方針 役割と機能を整備し、充実強化をとうたわれているが、どんな役割を期待されているか？の調査は行われているのか？またどんな整備を描かれているのか？ 当事業所においても、暫定期間での終了をされる方、途中退所される方などの行き先がない状態が多々ある。B 型ではない場所が必要であり、地活にその役割と機能を求めることができないかを期待している。	７ 地域生活支援事業【必須事業】:(10)地域活動支援センター機能強化事業：②今後の方針(90 頁)について、地域活動支援センターの役割と機能を整理し、充実強化を図るとされているが、どのように取り組むのか。	地域活動支援センターは、サービスを利用しない方や「ひきこもり」の方などの居場所や社会参加の機会提供など、求められている役割も多様化しています。今後のあり方については、令和３年度に検討することとしています。